

第 28 回中四国サミット議事録

平成 30 年 10 月 29 日（月）10:00～11:50
西山別館 瑞雲の間

○司会（山根広島県経営戦略審議官）

第 28 回中四国サミットを開会する前に、平成 30 年 7 月豪雨や台風等の災害により犠牲となられました方々のご冥福をお祈りするため、黙祷をささげたいと思います。御起立をお願いします。

黙祷。

黙祷を終わります。御着席ください。

ただ今から第 28 回中四国サミットを開催いたします。私は会議の進行役を務めさせていただきます、広島県の経営戦略審議官の山根でございます。よろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、開催県であります広島県の湯崎知事から御挨拶を申し上げます。

○湯崎広島県知事

それでは失礼いたします。

本日は、中国・四国地方の各県の知事、副知事の皆様、中国経済連合会の苅田会長、四国経済連合会の千葉会長におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、本年 7 月の豪雨災害の際には、発災直後から各県、また、経済界の皆様には多大なる御支援をいただきました。誠にありがとうございます。それぞれの県で被災をしている中で、いち早く職員をお送りいただきまして、また、多くの民間企業の皆様方からも迅速な救援物資等を御提供いただきましたこと、例を挙げると枚挙にいとまがないというところでございますけれども、心から感謝をいたしております。

また、特に平井知事におかれては、中国地方知事会の会長は私だったのですが、まさに災害のど真ん中に立つことになってしまいまして、その代行として、まさに八面六臂（ろっぽい）の御活躍をいただきました。また、鳥取県職員の皆様方にも、全国知事会をはじめとする、さまざまな調整に御尽力をいただいたこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。

今回の災害対応を踏まえまして、ソフト面あるいはハード面でも災害に強い県土を目指し、広域連携の強化や情報共有にも努めていかないといけないということを、強く感じたところでございます。

本日は、防災・減災対策のほか、観光振興、交通ネットワーク等々について意見交換を行う予定としております。山積する課題、数多くございますけれども、その一つ一つに対して皆様方と連携し、一致団結して取り組んでいくことで、解決に向けて進んでまいりたいと考えております。

さて、ここ、開催地の尾道でございますけれども、中世以来、瀬戸内随一の良港として繁栄をした町でございまして、中世から近代の趣を残す箱庭的都市という風景になっておりまして、北前船も参りましたし、また、村上水軍の本拠地の一つとして、日本遺産にも認定をされているところであります。

昨日も「サイクリングしまなみ」がございましたけれども、サイクリストの聖地である「しまなみ海道」の本州側の起点でございます。国内外を問わず多くのサイクリストに、今、訪問いただいております。昨日の「サイクリングしまなみ 2018」に御参加をいただいた皆様には、瀬戸内の、まさに、この島と海が織りなす素晴らしい風景を、お楽しみいただけたのではないかと思っております。

また、本日の会場であります西山別館、実は、文豪、林英美子にゆかりがあるところでございまして、「放浪記」には御承知のように、「海が見えた。海が見える。五年振りに見る、尾道の海は懐かしい」という一節ですね。これ、実は伊原木知事御夫婦にも非常に深い関係があるというのを、昨日お話を伺ったのですが、その詳細は、また後ほど御本人に伺っていただきたいと思います。「放浪記」風に言えば、本日の会議が「解決策が見えた。解決策が見える」と。すみません、平井知事の十八番を奪ったような発言で申し訳ありません。「五年後の中四国地方は素晴らしい」というように、そういうきっかけになるよう切に願う次第でございます。

本日は限られた時間ではございますけれども、中身の濃い議論、実りある場とするために、皆様のきたんのない御意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（山根広島県経営戦略審議官）

ありがとうございました。

お手元には、本日の会場でございます尾道市ゆかりのお菓子とお飲物を用意しております。お菓子は、日本一のレモンの産地である広島県の瀬戸田で作られました、皮まで食べられるレモンを使った「瀬戸田レモンケーキ 島ごころ」でございます。また、紅茶は新鮮さと品質に徹底的にこだわり、明治に建てられたお茶専用の土蔵で保管された「尾道紅茶」でございます。また、水は、本日視察をしていただきましたアンデックス株式会社様に御提供いただいております。どうぞ御賞味いただきたいと思います。

また、皆様のテーブルのペントレイでございますが、これは広島県産のケヤキとトチで作られたものでございます。また、デニム生地で巻いたボールペンですが、これは平成30年7月豪雨で大きな被害を受けました広島県呉市発祥の文具メーカー、セーラー万年筆株式会社様のものでございます。会議終了後、お持ち帰りいただければと思っております。

それでは、議長の選出に移らせていただきます。当サミットの議長は、慣例によりまして開催県の知事が務めることとされております。広島県の湯崎知事が会議の進行を務めることとしてよろしいでしょうか。

○一同（異議なし。）

○司会（山根広島県経営戦略審議官）

ありがとうございました。それでは湯崎知事、お願いします。

○議長（湯崎広島県知事）

それでは改めまして、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最初にサミットの予定を簡単に確認いたしますけれども、本日は11時50分までにサミットの議事を終えまして、その後、共同記者会見を行って、12時20分に終了とさせていただきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、お手元にお配りしております資料のとおり、本日は、4つの共同アピール文と2つの宣言文を取りまとめております。アピール文等の内容につきましては事務方で調整を進めておりまして、皆様方におかれでは、あらかじめ御確認をいただいているのではないかと思っています。今回は時間の制約上、「合区の解消」を除きまして、各県知事等からの提案趣旨の説明は省略をさせていただきたいと考えております。また、発言は、できるだけ簡潔に行っていただければと思つ

ておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、まず「消費者行政・消費者教育の推進について」を議題といたしたいと思います。本日は、消費者庁から高島審議官にお越しをいただいておりまして、審議官から消費者行政や消費者教育の取組などにつきまして、お話を伺いしたいと思います。それでは審議官、よろしくお願ひいたします。

○高島消費者庁審議官

御紹介いただきました消費者庁の高島と申します。本日は、このような機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。それでは、お手元の資料を見ていただきながら、御説明をさせていただきたいと思います。座って失礼いたします。

では、資料1－1というように大きく書いてある、横長のパワーポイントの資料をお出しいただければと思います。めくっていただきますと、右下の2ページが目次ということになってございまして、3ページ目から御説明させていただきます。

3ページでございますけれども、地方消費者行政の充実・強化に向けて、以下の3点を消費者庁としては力を入れて取り組んでいるところでございまして、ぜひ中四国の各県にも御尽力をお願いできればということで、お話をさせていただきます。

めくっていただくと4ページが出てまいります。4ページ、消費生活センターの設置促進ということありますけれども、左側の日本地図が人口5万人以上、右側の日本地図が人口5万人未満ということでございます。左側の人口5万人以上の市町村には設置率100%を目指しているところでありますて、だいぶ進んできているところでございます。各県でそれぞれ御事情がおありで、香川県さん、その他、いろいろなところでも創意工夫をなさっているところがありますけれども、私どもとしては、やはり各市町村にセンターと名付けられるだけの水準の、消費生活相談窓口が必要ではないかということを思っております。

右側、人口5万人未満のところでも、県内の50%以上の市町村で設置をしていただきたいということで、お願いをしているところでございます。未達成26都府県となっておりますけれども、基本的に、やはり5万人未満のようなところの場合は、幾つかの町村が集まって共同で設置をするというようなことも、工夫をしていただいているところであります。

5ページ目を見ていただきますと、特に中四国地域だけを取り出して、未設置のところが赤く塗ってあるということでありますけれども、市町村それぞれ、地域によって御事情はあります。あるのはよく分かっておりますけれども、私としては、ぜひ単なる相談窓口を超えて、実は相談窓口はどの市町村でも全部持っていただきたいのですけれども、相談員さんを配置した消費生活センターを設置していただきたいということでございます。以上が消費生活センターの設置促進ということでございます。

めくっていだくと 6 ページが出てまいります。若年者への消費者教育の推進。これは今日、宣言もしていただくということで大変力強く思っておりますけれども、民法の成年年齢の引下げのスケジュールが、もう決まっておりますので、それまでの間、2020 年度には全ての都道府県の全ての高校で消費者教育の授業、特に今の資料 1-1 にはさんであります、「社会への扉」という私どもで用意させていただいている教材も使いながら、全ての高校生の方、18 歳から成人ということになってまいりますので、それを見据えて、ぜひ、全ての高校生への消費者教育をお願いしたいということでございます。

この「社会への扉」以外にも、各県あるいは、それぞれ先生方が独自に工夫なさった教材を使っておられまして、それはそれでももちろん非常に良いものと思っておりますので、ぜひ教材の一つとして「社会への扉」も併せてお使いいただきたいということで、お願ひ

しているところでございます。

ちなみに、めくっていただきまして、「社会への扉」の 1 ページ、2 ページ目だけちょっと見ていただければと思いますけれども、実はこれ、クイズになっているのですけれども、クイズの 1 番ですね。一番左側にあります。「店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつですか」、それが実は一番間違える問題であったりします。法学部御出身の方も多いかと思いますが、契約の成立はどの時点で成立するかという問題ですね。口頭での契約は成立するかと、そういうことを昔習った御記憶が皆さんおありかと思いますけれども、このクイズ 1 の正解は 3 番ということになります。口頭でも契約は契約なのだよということから高校生に教えていきたいと思っております。

めくっていただきますと 7 ページですけれども、これは私どもで立てている計画というか、2020 年度までに、全ての都道府県の全ての高校でということを目指しているということでございます。ちなみに 2018 年度の今年度は、全国 8 つの県でということで予定を立てておりますけれども、8 つは超えそうな現状でございまして、これも大変力強く思っているところでございます。

めくっていただくと 8 ページが出てまいります。8 ページ目は消費者の面からに変わりまして、特に高齢者、障害者の方などを見守る、地域で見守る、見守りネットワークの構築。消費者安全確保地域協議会という名前にしています。ちょっと長いので、よく見守りネットワークという名称も使っておりますけれども、見守りネットワークをそれぞれの地域で設置していただきたいということをお願いして、推進をしていただいているところでございます。

めくっていただくと 9 ページに、これは各県ごとの設置済みの地方公共団体の数を掲げているところであります。

めくっていただくと 10 ページ、11 ページと出てまいりますが、10 ページは先ほどの地図に記したものでございます。市町村の名前を列挙しているところであります。特に 5 万人以上のところを取り出して列挙しているのが 10 ページになります。

めくっていただくと 11 ページですけれども、ここで一つ二つ、佐渡市の例と野洲市の例を出しておりますけれども、特に野洲市さんは、初めてですけれども、消費者庁で持っている、業者から押収した顧客名簿を見せてくださいということ、法律のスキームにのつとつて依頼を受けて、法律のスキームにのつとつて、それを提供しているというところでございまして、法律のスキームにのつとるので個人情報保護法上の問題はなくなるというところが、大きなメリットでございます。

めくっていただくと、もう一つ別の話で、12 ページでございますけれども、これは私ども消費者庁で調べている数字なんですけれども、各県ごとに、市町村まで含めた予算で、消費者行政にどのぐらい予算を割いていただいているかということを分子にして、分母に地方交付税の算定上の消費者行政分を分母にして割ってみると、全国的に 44% ということでございまして、各県それぞれ御事情がおありでしょうけれども、ぜひもっと地方消費者行政に予算を割いていただけないかというお願いを、各県にしているところでございます。県庁分だけじゃなくて市町村分も入ってくるので、なかなか難しいのですけれども、ぜひお願いをしたいというところでございます。

それから 13 ページ目以降、消費者志向経営の推進ということが掲げてございます。13 ページが SDGs との関係、14 ページが消費者志向経営の推進についての説明図となっておりますけれども、特に徳島県で非常に熱心に取り組んでいただいておりまして、16 ページに、消費者志向自主宣言をしていただいている事業者さんの一覧表がございますけれども、まだ全国で 95 事業者しかないので、これをどんどん増やしていきたいというのが今後の目標にしているところでございます。

18 ページ、開いていただきますと、徳島における消費者志向経営の推進体制。これま

でのシンポジウムをはじめとした動きが書いてあるところでございますけれども、全国で、こういった動きが広まっていくといいなと思っております。

19 ページまで徳島県さんの成果が書いてありますけれども、これは、事業者さんには消費者志向経営の推進で、消費者のほうには「エシカル消費」という、倫理的な消費の推進ということをお願いしているというのが、20 ページの説明でございます。

これは実は先日、10 月に山口県さんでエシカル・ラボという取組をやったばかりでございますけれども、こういった取組も日本全国に広げていきたいと思っているところでございます。それから、エシカル消費については、これも 10 日ほど前だったでしょうか、徳島県議会のほうでエシカル消費条例という、全国で初めてだと思いますけれど、そういう条例も作っていただきました。こういったことが全国に広がっていくように、私も努力をしたいと思っているところでございます。簡単ですが以上でございます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございました。

ここからは審議官も交えて意見交換を行ってまいりたいと思いますが、まずは徳島県の飯泉知事から御意見をお願いできればと思います。

○飯泉徳島県知事

いよいよ民法が改正となりまして、2022 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、いわゆる若年層の方々の消費者被害、これをなんとしても防がなければならないということで、今、高島審議官から御説明をいただきましたように、昨年度、徳島県におきましては、公私を問わず、また支援学校も含め、全高等学校におきまして「社会への扉」、これを活用した、家庭科あるいは公民で授業を行わせていただきました。

そして、このベースとして消費者庁、文部科学省、民法改正を提案した法務省、更には金融事犯を取り締まります金融庁、4 省庁がアクションプログラムを今年の 2 月に作りまして、そして 2020 年度までに全 47 都道府県の全ての高等学校で、「社会への扉」で授業を行うと、これを推進する。中四国ブロックの中におきましても、今年度、鳥取県あるいは愛媛県の皆様方が取り組んでいただいていると、このようにお聞きをしているところであります。

またデモンストレーションの授業ということで、昨年も徳島でやらせていただきましたが、今年も消費者庁の皆さん、あるいは文科省の皆さんとの連携ということで、特に 10 月 31 日は県立徳島商業高校で、また 11 月 16 日には県立城南高等学校におきまして公開授業を行わせていただきますので、ぜひ皆様方から教育委員会のほうにも御提示をいただき、お越しをいただければと思います。

また更には消費者行政新未来創造オフィス、昨年の 7 月 24 日、県庁の 10 階にオープンをいただきましたが、まさに新しい消費者行政・消費者教育、その政策創造の場であるわけでありますが、オフィスの皆さんと共に、高齢者あるいは障害者の皆様方を消費者被害から守る見守りネットワーク、地方としては徳島がリードして全県整備をするとともに、各市町村でもメッシュを細かく、人口を問わず、平成 31 年度までに全 24 市町村で、今、整備を進める予定としているところでもあります。

また消費者志向経営、これも地方としては初の取組を行わせていただいたところでありますし、またエシカル消費、こちらについても、実はエシカル教室につきましては今年の 11 月 3 日、広島県の皆さんと徳島県とでイオンモール広島祇園において行うこととなつておりますし、またエシカル・ラボ、こちらは昨年度は鳥取と徳島で行いました。また今年は山口県のほうで行っていただきまして、いわば中四国の皆様方が、こうした消費者行

政・消費者教育、その最先端を行っていただいているところでありますので、ぜひ、この資料1－3、こちらは成年年齢の引下げの関係を全国知事会で、今年の北海道で取りまとめたものでありますので、こうしたものをベースにしながら更に一步踏み込んだかたちで、ぜひ中四国9県において、まさに消費者行政・消費者教育の先進地域中四国、このようになるように、今回の御提案、宣言に対しての御賛同をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございました。

その他の皆様、御発言があればお願ひいたします。それでは平井知事、お願ひします。

○平井鳥取県知事

この件につきましては、飯泉知事が本当にリーダーシップを取って消費者行政を引っ張っていただきまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。また高島審議官におかれましても、今日は、こうして時間を取って来ていただきました。私どもも、先ほどちょっと御紹介がございましたけれども、いろいろと取組も進めています。例えば消費者大学をつくるとかですね。

それから、どうしても高島審議官に御認識いただければと思いますが、やはり市町村全て同じようにやるのは、なかなか難しいものであります。特に、こうした法律の知識だとか、そういうものもありますし、専門的な相談窓口を全ての市町村でということ、なかなか難しいと。ですから地方の実態として、私どもですとNPO法人をつくりまして、それが全県的にサポートできるような体制をつくり、そして県のほうの、もちろんセンターもありますし、市町村のほうの相談窓口、こういうものを結んでネットワークをつくり、警察や教育機関も入れて、そうして対応しようというようなことを進めてまいりました。

だから多分、画一的に、できることではないのであって、むしろ結果を出していく。実際にオレオレ詐欺だとか、そういうのが起こらないようにしたり、今、大切なのは、飯泉知事がおっしゃったように民法が改正されますので、このときにリテラシーをつくっていくということだと思います。この度、私どもでも内閣府のほうから表彰を受けたわけでありますけれども、「おかげのつかいかた　あいうえお」というかるたを作りまして、これが、子供の頃からそういう金融とか、お金の使い方のリテラシーを考えるということだと思います。

オレオレ詐欺のようなものも、だんだんと定着してきたように思います。私も最近、実家の母に電話をかけても電話に絶対出ないと。私、ほとんど詐欺師扱いされてまして、そんなことで徹底されているというようなこともあるのじゃないかなと思います。いずれにいたしましても、この中四国を一つのモデルとして、消費者庁のいわば座布団があるところ、ここに消費者行政の中心があるというスタイルをつくっていかなければと思いますので、全面的に賛同させていただきます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この徳島県ですね。消費者行政新未来創造オフィスという、素晴らしい明るい名前がついておりますけれども、この開設を契機として、消費者行政あるいは消費者教育が充実するように、中四国9県がそれぞれ取組を進めると、また連携して取組も進めるということで、我々の決意を込めまして、「消費者行政・消費者教育推進宣言」の採択を行いたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしくお聞かせください。

○一同（異議なし。）

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。それでは、原案どおり採択いたします。

それでは、ここで高島審議官は御退席をされます。本当にお忙しいところ、わざわざ御出席をいただきましてありがとうございました。

○高島消費者庁審議官

失礼いたします。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。それでは続きまして、「防災・減災対策の推進について」を議題といたしたいと思います。

平成30年7月豪雨あるいは台風24号で、中国・四国地方では立て続けに甚大な被害が生じたところでございます。また近年、御承知のように、全国各地で大規模な災害が相次いでおりまして、中四国地方が一致団結をして防災・減災対策に取り組んでいくことが大変重要になってきたと、実感をしているところであります。

さらに、今回、国に対して要望していきますアピール文に加えまして、平成30年7月豪雨からの復興に向けて、我々自身が取り組んでいくべきことを「尾道宣言」として取りまとめさせていただいているところでございます。

具体的にどのようなことに取り組んでいくのかということにつきましては、現在事務方のほうで調整を行っているところでありますけれども、中四国9県と経済界で一致団結をいたしまして、今回の災害からの復興、また今後起こり得る災害への対策に向けた歩みを進めていきたいと考えているところであります。次回のサミットで御報告できるように取り組んでまいりたいと思いますので、皆様の御協力をお願ひいたします。

それでは、このアピール文、また宣言につきまして御意見がございましたらお願ひいたします。なお、観光関係は次のテーマにございますので、そちらでお願いできればと思います。

それでは伊原木知事、お願ひします。

○伊原木岡山県知事

ありがとうございます。

今回の7月豪雨で甚大な被害を受けた3県のうちの1県、岡山県でございます。大変なことになりましたけれども、中国・四国ブロックの皆様方には大変助けていただきました。本当にありがとうございました。平井知事にも本当に積極的に御支援していただきました。本当にありがとうございました。

いろいろ我々自身の勉強になった点、反省する点があるわけでありまして、まだ全部分かっているわけではありません。検証中でありますけれども、現在のところで、すぐ必要なこと分かっているのが住民に対する避難の呼び掛けです。指示だとか勧告というものが、行政からすると、ものすごく強い意味を持っているにもかかわらず、それぞれの住民の方からすると、いまひとつインパクトに欠けるというところがあり、これを何とかしなければいけないなと思っているところです。災害廃棄物については倉敷市真備町を中心に、随分、後手後手に回ったところがございます。一般廃棄物扱いになっていることが、なかなか現状とそぐわないため、応急対応でなんとか回しているようなところがありました。

被災市町村との連携についても、なかなか紙の上でこうするべきというようにはいかな

いこともあるものと感じています。そういった教訓も踏まえて、今、第三者委員会、大変ビシッと意見をおっしゃっていただく河田惠昭教授を委員長として、厳しく検証をしていただいているところでございます。

その中で、まとめていただいたアピールは、我々の一つ一つ切実な思いを込めて調整をしていただいております。財政措置も本当に心配をしているところでございます。ぜひともお願ひしたいと思っているところです。

また、細かい話になりますけれども、今回、被災市区町村応援職員確保システムが初めて運用をされたということで、いろいろな人的支援をいただいて本当にありがたいという思いの一方、初めて使ってみて、まだまだ使い勝手の面で改良すべき点があるのかな、ということを感じているところでございます。いったん、その地域の中核になるところに現地調整本部を置きますが、その現地調整本部と、例えば岡山県なら岡山県の調整本部との調整というのは慣れた状態にはなっていない。それが別に広島に置かれたから困ったとか、どこだったらよかったというよりも、どういうやり方だと、うまく現地調整本部と調整ができるのかということについて、まだまだ何か考える余地があるのかなと思っているところでございます。

もう一つ細かいお話ですと、被災住宅の応急修理については、58万4,000円が上限です。これは大変ありがたいことなのですけれども、ただ考えてみる余地もあります。例えば真備町では、全壊認定を受けた住宅でも一見使えるかもしれない状態でした。ドーンと津波で流されたようなものとは違います。ただ、内部をめくってみると、随分カビがびっしり生えている、よほどやり直さないといけない、駆体しか使えないみたいな家もいっぱいあるわけです。その中で、仮設住宅に入るか修理を申請するか、どちらかの選択を迫るようなことになります。

公共的なコストからすると、建設型仮設住宅に入っていたらと、もう優に500万円を超えるコストが2年間でかかります。みなしふ設住宅でも300万円近いコストがかかるというときに、実は一番、公共からしてありがたいオプションは修理を申請してくださることです。理由は、コストが安いということと、あと、そこに住み続けるという選択をしていただいたのとほとんど同じ意味になることです。仮設住宅に住んで結局自宅の再建を諦められると、本当にその地域が復興できるのかという問題が残るのですけれども、それの方が自宅を修理しよう、そのためにちょっとお手伝いいただいて、ということになると、かなりの確率で皆さん戻ってこられるということなので、本当は、この58万円というのは上限をもっと上げた方が、住宅のオーナーの皆さん、被災者の皆さんのが自主的な選択の結果が、地域にとって、いい結果になる可能性が上がるのではないかと思っているところでございます。

ちょっと長くなりますが、あともう一つ。今回、私、特に鳥取県の皆様から助けていただいたなどと思う理由の一つが、鳥取県とは防災担当者を交換していたということです。いろいろな県から御支援をいただきまして感謝していますけれども、岡山県のことを知らない方が来られるよりも、以前岡山県庁に勤務をしていた、人脈がある人にお越し頂いて、すぐに活躍していただいたことが本当に助かりました。

2013年に中国地方知事会で、防災関連のバックグラウンドを持っている人の交流ということを提案しましたけれど、実際にすごく狭い分野での交流ということで、大変、人振りが難しいということで、なかなかその場では賛同していただけませんでした。実際ハーダルが高いというのは承知しているんですけども、いざというときにこれほど役に立つというのは、提案した私自身の想像以上のものがありましたので、少し何か工夫をして、防災ということをキャリアの一部に含んだ人の相互交流を再度御検討いただければなということを考えております。

長くなりましたけれど、本当に皆様方に助けていただきました。お礼を申し上げまして

私の意見といたします。ありがとうございました。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

それでは、その他お願ひいたします。苅田会長、お願ひします。

○苅田中国経済連合会会長

中経連の苅田でございます。

今回の災害を踏まえて、いわゆる国土強靭化という点から、インフラ整備というのはもちろん大事な視点なのですが、企業の立場で少し申し上げさせていただくと、御案内のようにサプライチェーンが寸断されました。これをどう回避していくか。それから企業でいうとBCPの策定とか改善、また耐震・耐水の事業用建物を造っていく等々、そのためにも、自主的な移転を進める税制の優遇措置というのも必要であると思っています。そういう意味で、今回こうした内容が、盛り込まれておりますので、産業界としても賛成でございます。

一つだけBCPの点で申し上げますと、この災害後に会員企業を中心に入会アンケートを取りましたら、非常に防災・減災の意識が高まっておりました。また、BCP対策講演会には予定の2倍の企業が参加いたしております。関心は非常に高い。ただ、課題としては、やはり中小企業を中心にBCPに対するスキルとかノウハウとか、人材不足等々の問題を抱えている企業の悩みというのを感じるところもございます。

官民が連携して、有効な取組事例を紹介するようなBCPの普及促進や改善等を、特に中小企業に対して進めるということが、今回の災害において、企業側から見たときに大きな課題であると思っております。ぜひ自治体、各県の皆様と一緒に、この課題を解決していくことが重要であると産業界でも思っております。以上でございます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございました。

村岡知事。

○村岡山口県知事

ありがとうございます。

このアピールに、全面的に賛同させていただきます。

西日本豪雨災害、山口県におきましても3名の方がお亡くなりになりました。今、復旧・復興に向けて全力で頑張っているところであります。先ほど伊原木知事さんからお話をありましたけれども、実際に大変な土砂崩れが起きそうだと、避難情報を出しても実際の避難行動につながっていないということが、大変多くありました。

それを、なんとかしなければいけないと思っておりまして、今は県の防災会議の中で専門部会を設けて、社会心理学の先生等を入れて、実際に住民の避難行動をどのように促していくか、そのための効果的な情報発信の在り方や、土砂災害の危険度が高まった地域を分かりやすくどのように伝達できるかなど、しっかりと伝わるということが、行動を起こしてもらう強化につながるようにするために、どのような発信の仕方がいいのかという観点に立って、しっかりと検討して取り組んでいかなければいけないと思っております。

今、岡山県のほうでも、この検討を始められているということありますし、また多くの県でも検討されているというように承知をしております。ぜひ、この検討の状況なり検討の結果について、可能な限り情報を共有して、中四国の中でもしっかりと取組ができればと思いますので、その点をぜひ連携していきたいと感じております。

それから、もう一つ、こちらも先ほど話がありましたが、国のはうで制度化されました被災市区町村応援職員確保システム、今回被災市町村に応援、都道府県を割り当てるという、対口方式での応援が初めて運用されたわけでありまして、大変大きな前進だと思っております。この取組を、ぜひ、より効果の高いものにしていかなければいけないと思います。また中国5県でも広域応援協定を結びまして、被災県の支援を、国のシステムとは別に重層的にやっているわけでありますけれども、せっかく仕組みができて動きだしているということで、これからこういった仕組みがより成果を上げるために、今回の運用についてのいろいろな成果の面、あるいは課題の点について、よく検証していかなければいけないと思います。

国のはうにも、そういうことを求めていくことが必要だと思いますし、我々のはうでも、国のはうのシステムとどのように連携して効果的に応援あるいは受援体制がつくれるのか、その辺りをしっかりと検証していく機会だと思いますので、ぜひその点も、これからしっかりとやっていく必要があると思っております。以上です。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございました。

平井知事、お願ひします。

○平井鳥取県知事

今のお二人の知事さんと全く共通のことがあるわけでございますが、まず結論から言うと尾道宣言、本当に、これ、大事なことでありまして、一日も早い復興、それから連携を強めて中四国での連携強化、更には今回の教訓を生かす取組、これ、湯崎知事あるいは山根様はじめ、広島の方々で中心になってまとめていただき、本当に、これ、素晴らしい宣言だと思いますので、ぜひとも力強く採択をしていただきたいと思います。

そういう中で、今もいろいろお話をございましたが、お互いの支援のやり方、かつても中四国ブロックで伊原木知事も提唱されておられましたけれども、今回も人の、お互い相互派遣をしていたことが役に立ったこともございました。今回、順位は岡山さんが鳥取を本来支援する順位なのですが、逆に回したのですね。この辺が多分、国がセットした一つの思い込みだと思います。なんか一方通行でなければいけないのは、ちょっとおかしいのであって、本来は双方向でやるとか、我々中四国の中だけでもそういう運用ができるんじゃないかなと思います。

また物資輸送、先ほどロジスティクスの話を苅田会長がおっしゃいましたけれども、今回も寸断をされまして、これは広域的に被害がございました。そのようなことで、例えば輸送のネットワークを使ってどのようにロジスティクスをつないでいくのか、この辺の研究が必要だと思います。

また併せて今回、水の被害が大きかったわけでありますが、非常にタブーも入っていることは重々承知の上で申し上げますけれども、本県では実はダムの操作方法とか、それから情報の伝達の仕方、確実に逃がした上で放流の強化をするというようなことなども含めて、今、洗い直しをしております。こういう教訓を生かす取組を、県境を越えて情報の共有化を図り、なかなか国で取り組みにくいところもあるかもしれません、我々自身のダムもございますし、その辺のことなども果敢に取り組む必要があるんじゃないかなということでございまして、尾道宣言に賛成をさせていただきます。

その上でちょっと、申し訳ありません。アピールといいますか、要望のほうの細かい、資料2-1について、2点だけお願ひというか、湯崎知事のほうに後はお預けしますので、御判断いただければ結構なのですが、1ページのところの最初の前文のところで、いろいろな災害を挙げてきていただいているのですけれども、この中に列挙する中に、台風24

号災害も入れておいていただけるとありがたいなど。浜田知事のところでも栗林公園の被害とか、私どもも実は、7月豪雨も大変な被害だったのですが、それ以上に農業被害が今回広がっていまして、ようやくこの度、農林省が、政務官がやってきたという状態でございまして、ちょっと国の対応が遅れているような気がいたしますので、24号災害もお題目として入れていただけるとありがたいと思います。

あと4ページ、5ページのところで、3番とか8番のところに耐震化について記述がございます。私どもも鳥取県内の病院3つが、今回のダンパーの問題に引っ掛かっているところでございます。今、アピールあるいは要望活動を行おうということであれば、耐震用ダンパーについて早急に実態を明らかにすることや、それから速やかな交換、これをやはりどこかの項目で入れていただくか、ちょっと言葉を添えていただけだと大変にありがたいと思います。以上です。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございました。

具体的に2点ですね。ちょっと今、この間に検討できれば検討してもらって。それでは引き続き浜田知事、お願いします。

○浜田香川県知事

ありがとうございます。

私も尾道宣言、全面的賛同ですが、ちょっと1点だけ。同じような部分的なことで恐縮です。アピールのことで、先ほど内容に台風を追加というのは、被害があったということが打ち出されていいと思います。

また、ため池の防災・減災対策については、7月に、ここ瀬戸内中心に大きな被害がある、香川、広島県、岡山県、愛媛県、山口県、兵庫県のほうも含めて国に対して要望しておりますけれども、その後いろいろな点検で、今日参加している各県全てにまたがって、緊急に対応する必要がある箇所がございます。具体的に対策といいますか、共通要望事項のⅡの、ローマ数字Ⅱの1番のところに、ちょっと、ため池のそういう対策も含まれるものであるということを、ちょっと頭出ししていただければ、大変だと思いますが、いかがでしょうか。以上であります。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

今の、Ⅱの1のところに、治水、高潮・津波と書いてありますけれど、その中に、ため池のことというのが。

○浜田香川県知事

そうですね、その辺、1からのという。事前には余り気にならなかつたのですが、御都合がよかつたら。

○議長（湯崎広島県知事）

いやいや、大丈夫です。

○浜田香川県知事

ため池も、ちょっと入れておいてもらうと。

○議長（湯崎広島県知事）

はい、分かりました。それをちょっと、またお願ひします。
それでは飯泉知事、お願ひします。

○飯泉徳島県知事

まず尾道宣言、それからアピール、全面的に賛成させていただきたいと思います。

特に、この尾道宣言のところ、7月の北海道での全国知事会議、あのときに北海道宣言、やはりメインが災害対応ということになったところでありますので、それを更に深化させるということで、特に重要なのが、この2番目の中四国地方の連携を深化させるという辺りがありまして、最初に、実は東日本大震災発災を受けて、徳島と鳥取は、その前の段階から隔遠地協定を結んでいたのです。ということで私から提案をさせていただいて、中四国9県でそれぞれカウンターパートを持っておこうと、こういうことも提言させていただいておりますので、ぜひもう一度そうしたものについての見直しを、この尾道宣言を契機として、しっかりと。だいぶその後も深化してきたと、今の事例、人の交換をしているとか話がありましたので、具体的に進めていくことができればと、このように考えております。

そうした中で、このアピール文の中で強調しておきたい、修文ということではありませんので。まずⅡの1のところ、「また」のところに書いてありますが、やはり日本の場合、災害復旧、人命と財産を失ってから莫大にお金をかける。これは余りにもばかげているのではないかということで、実は遡ること平成16年度、これが日本に台風が10個上陸した「災いの年」、このようにいわれた年に、徳島から提言をさせていただいて、全国知事会の決議となり、災害予防、これをやろうと。つまり被害を受ける前にお金をかけて、そして生命・財産をしっかりと守っていくのだと。翌年、国のほうで災害予防に関する補正予算が組まれるということになったのですね。

どうも、その辺りが最近忘れられている、政権交代が幾度となく起こりましたので。ぜひそうした概念をもう一度しっかりと想い起こすということと、更にそれから深化をさせるという意味で、ここにある、もう必ず南海トラフ、あるいは四国であれば中央構造線活断層型地震は必ず起こる。その前提の下で迎え撃つためには事前復興、例えば熊本地震の大きな教訓として、被災をしてから、どこに復興住宅を造るか、3ヶ月以上かかる、しかも山の中に造っても誰もそこへ移り住まないわけですね。ということで事前に交通至便な場所を、都市公園でもいいですし、あるいは公共事業の代替用地でもいいですが、そうした土地を確保して、そこに一気に被災住宅を、できれば快適に木造住宅などで建てる。

今回、来年度から森林環境譲与税がスタートするわけであるので、こうした意味では、山があるところもないところも、人口按分で来るわけで。東京都は、これに関してブロック塀、これを木でという話の提案もされたことでもありますので、ぜひ、この事前復興、この中に取り入れていただいておりますが、これを具体的ななかたちとして、中四国モデルなるものを、ぜひ打ち立てていくべきではないかと、更にこれを具現化していくと、こうした御提案であります。

あとさらに7・8のところに医療関係があるのですが、やはり今回の点でもDMAT、この派遣が全国から行われ、その後、全国のDMATの会議が徳島で行われておりましたが、これも中四国から多くのDMAT、参加をいただきました。やはりDMATを更に充実することと、その訓練の度を増していく。当然、医療コーディネーター、その役割も重要となりますから、こうした人数をもう少し充足していく。更に重要なのは、熊本地震のときに益城町で精神病院も2つ倒壊のおそれがあったのですね。この場合はDMATだけでは対応ができないのです。災害派遣精神医療チーム(DPAT)がいるわけとして、その先遣隊は徳島から行ったわけなんですが、蒲島知事さんから要請を受けて。まだまだこれが実は足

りないのでですね。ですから、ぜひ、この中四国を中心として、DPAT についても先遣隊、さらにはそのバックアップができる本隊、これの充実をできるように、これらも更に深化を続けていただければと思います。こちらは具体的な内容についてということです。よろしくお願ひします。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

その他。では藤原さん、お願ひします。

○藤原島根県副知事

島根県ですけれども、3点だけ。

1点目は7月豪雨のとき、江の川では、島根県側はかなりあふれて約300棟の浸水被害がありました。上流の広島県では非常に整備が進んでいて、島根は15%ぐらいしか整備されていないために、被害が大きかったと思うので、やはり護岸整備というのが改めて非常に大事だと感じております。

それから2点目は伯備線という、島根と、岡山を結ぶ路線が1カ月ぐらい通らなかつたのですが、そのうちの前半2週間というのは代替バスも運行されないという状況でして、公共交通機関が被災したときに迅速確実に代替交通が確保できる、今回、共同アピール文に記載がありますけれども、そういうことは非常に大切なということを感じております。

もう1点は被災者生活再建支援制度ですけれども、国の制度以上に、全壊に近い半壊や一部損壊について、市町村がどうしても、もう少し支援しないと過疎が進むみたいな話がございました。島根県の場合も、以前、鳥取県がやっておられるのに倣い支援の対象としたわけですけれども、さらにそれを恒久的な制度にしたいということで、今、市町村と話を進めています。したがって、国の制度についても更に見直しが必要ではないかと感じているところでございます。以上でございます。

○議長（広島県知事）

ありがとうございます。

それでは高知県、お願ひします。

○君塚高知県総務部長

高知県です。共同アピール文及び尾道宣言につきまして賛成でございます。

それから、特に尾道宣言の中で「これまでの災害対応や課題等を十分に検証し、災害に負けない地域づくりを強力に推し進める」とございますけれども、國のほうでも今後3年間で国土強靱化に取り組むという方針を出されておりますので、また、その補正予算の検討状況なども見ながら対応してまいりたいと思っております。その上で尾崎知事から2点、強調するようにという指示を受けてまいりましたので、紹介させていただきます。

まず1点目は、中小河川の治水対策の推進でございます。今回の資料2-1でいきますと2ページの4番目にありますけれども、7月豪雨でまいりますと、高知県にいきますと総降水量、全国上位10地点のうち6地点が高知県内ということでございましたし、また県では初めてとなる大雨特別警報が県西部に発表されるなど、これまでにない降雨に見舞われました。さらに複数の県管理河川で氾濫危険水位を超えて、もう堤防決壊の一歩手前というところまでいきました。被害が比較的少なかったのですけれども、本当に紙一重の状況であったというところでございます。こういう豪雨災害ですけれども、やはり近年、頻発化・激甚化してきておりますし、中小河川を中心に、最近の雨に対応できなくなっているのではないかと感じているところでございます。

ですので、近年の豪雨を踏まえまして、改修済みの河川も含めて中小河川の再検証を行って、局部的な堤防のかさ上げですとか、補強、河床掘削、限定的であっても効果が大きい対策を、集中して実施することが重要であると考えております、財政措置が必要と考えているところでございます。

もう1点は、大規模災害の関係でございます。5ページの7番・8番でございます。先ほど飯泉知事からもありましたけれども、今の本県におきましては、機会があるごとに国に対して提案をさせていただいているところでございます。やはり大規模災害、南海トラフ地震の想定負傷者数というのは、最大62万3,000人発生するとされておりますけれども、やはり大規模災害が発生しますと、現地においては医療機関が被災、それからライフラインの断絶、こういったことで医療の供給自体が急減するわけでございます。

そうしますと、やはりDMATが大事になってまいりますので、国に対しましてDMATの規模の拡大、こうしたことによりまして被災地域に迅速かつ大量、継続的に投入できる体制を構築する。それから医療救護活動に必要な資機材と運営人材を迅速に配置する体制を整備し、被災地外からの人的・物的支援機能を、国を挙げて強化していく必要があると考えておりますので、こういったことを国にどんどん言ってまいりたいと考えております。引き続き御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

その他。はい。

○神野愛媛県副知事

愛媛県も大変な被害がありましたので、お礼を最後に言わせていただきたいと思います。各県に大変お力をいただきました。特に四国ブロックの徳島県さん、香川県さん、高知県さんに、職員の派遣はもとよりですけれど、DMATについても派遣いただきまして本当に助かりました。ありがとうございます。

先ほどから各県知事がおっしゃっていることや、共同アピール、宣言にも、全く共感しております。特に、連携というのを大事にしていきたいと思います。

先ほど飯泉知事が2-1のところで財政面のことを述べられましたが、私ども発災直後から補正予算等々、緊急に積み重ねまして、今までにない予算を組んできました。もちろん国の支援はございましたけれども県で独自の支援をしておりまして、財源に何を使ったかというと皆さん御存じのように、こういうときのために積み立ててきた財源対策用基金になります。爪に火をともすような思いで、地方が厳しい中で積み立ててきた基金をこういうときに、また吐き出してしまったわけです。

ですから中央のほうで今、地方は金をためて余裕があるのではないかという議論があることに対して、各県の知事さん、いろいろな場面で、押し返すことを、ぜひ、心の中においていただければありがたいと思います。以上でございます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

一通り御発言いただいて、実はちょっとすみません、広島県のほうからの発言を。もう時間も過ぎているところで大変申し訳ないですけれども。

まず、なんといっても、改めて今回の災害において発災当初から非常に多くの御協力を皆様にいただきまして、これは広域支援、調整であるとか避難所運営、あるいは各被害の認定調査等々、本当に御協力をいただきまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、検証のこと、いろいろ出ていますけれども、今回、広島県としては、やはりこれ

まで経験したことのないような大きな災害だと考えておりまして、本県の初動対応とか、あるいは応急対応について検証する必要があると思っています。これについては、さまざま応援をいただきました国あるいは各県、また市町村の御協力もいただきながら、課題を整理して改善を検討していきたいと考えています。

また、避難行動についても今日、いろいろ御意見出てまいりましたけれども、やはり今回の災害においてもさまざまな行動パターンがあつて、早く避難できた方もいらっしゃれば、できなかつた方、あるいはしなかつた方もいらっしゃって。これについては私どもは、情報の伝達の仕方というものはもちろん非常に重要なんですけれど、それ以前に意思決定の行動問題があるのではないかと思っておりまして、そこも含めて今回、行動経済学、行動心理学、それから EBPM の専門家に防災の専門家という皆さんで、研究をしていただこうということで進めておりまして、それを踏まえて自助・共助・公助、それぞれいろいろ取り組むべきことがあるのじやないかと思っておりますので、それぞれの被害防止策というのを構築していきたいと考えています。こういったことは今の我々の初動対応とか、避難行動とか、全て皆様とも共有をさせていただいて、御活用もいただきたいと思っておりますし、またみんなで知恵を出し合っていくのがいいのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、この予算について、非常に大規模かつ頻発化しているということありますので、やはり砂防あるいは治水に関する予算、この全体の区割り、増額ですよね。あるいは、その補助率の拡充であるとか、あるいは補助対象の拡充といったようなことも、求めていく必要があるのではないかなと思っておりますし、いわゆる災害関連緊急事業ですね、これも我々も随分指定をしていただいていますけれども、柔軟に運用していただきたいなども思っているところでございます。そういうことをお願いしたい。

それからもう一つ、応援の職員派遣ですけれども、これは本当に我々助かりました。これは短期派遣と長期派遣とあって、御承知のように、短期派遣については応援県に特交がつくというかたちになっているのですけれども、これは被災県に特交をやはりつけていただいたほうがいいのじやないかなと思っております。

というのも、そもそも特交は5割から8割ぐらいの部分ですけれども、特交が5割から8割ぐらい措置されるようになっていきますけれども、これも応援県につくので、応援県でお願いしますということになっていますが、残りの5割から2割の部分ですね。これを精算しなきゃいけないというようなかたちになっていて、これについては過去いろいろ、紛争とまではいきませんけれども、やりとりが必要なようなこともあったりして、手続き的なこともいろいろあるのですけれども、やはり被災県が原則として負担をするというかたちのほうが、我々も受援をいただく上で遠慮が要らないということで、そういうように措置をするべきではないかなと思っています。これは併せて明確化をしてはどうかなと思っています。

今回、各県でも短期派遣をいただいているのですけれども、これは大変申し訳ないですけれども、特交の申請を各県でやっていただきまして、特交で措置されない部分については全て本県に求償いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ちょっとお手間をおかけするかと思いますが、申し訳ございません。

それから先ほど、神野副知事のお話もございましたけれども、財政措置については我々も非常に大きな影響を受けております。やはり財源に不安なく安心して復興に取り組めるように、財政面での後押しをしていただくことが非常に重要だと思っておりますし、これを機会にと言うとあれですけれども、財政調整基金の問題も、しっかりと皆さんに御理解をいただくということが必要かなと思っているところでございます。

以上が広島県としての意見でございますけれども、今、幾つか具体的な修正意見をいただきまして、これについてはまとまりそうですね。

3カ所ですね。まず、鳥取からいただいた台風24号については前垂れの部分ですね。真ん中辺り、「平成28年10月21日の鳥取県中部地震、さらには本年の台風24号など」ということでいってはどうかなと思います。それから4ページですね。先ほどの太い、共通要項事項の1で2行目、「液状化対策、ため池対策、」というかたちで入れてはどうかなと。それから耐震のダンパーの偽装についてですね。5ページ、9番まで今ございますけれども、10番に「住民の信頼を損なう耐震用ダンパー不適合について、早急に実態を明らかにし、不良ダンパーの交換が速やかに実施されるように、責任をもって対応すること。」というようななかたちでよろしいでしょうか。

具体的な変更についての意見は、それだけだったかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○一同（異議なし。）

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。それでは、内容については個々、皆様、大変多くの御発言をいただきましたので、それについてはもう、ちょっと時間の関係もあるので、まとめは行いませんけれども、修文意見については今のようななかたちでお願いしたい。ちょっと口頭で大変申し訳ございませんでしたが、この修文を含めて、アピール文と宣言について、よろしければ採択を行いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○一同（異議なし。）

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。それでは今の修文を踏まえた採択とさせていただきます。
なお、尾道宣言につきましては、記者会見の場で、我々の決意を込めまして、みんなで読み上げたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは続きまして、「地域経済の活性化に向けた観光振興と復興支援について」でございます。それでは、アピール文、御意見ございましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。岡山県、お願いします。

○伊原木岡山県知事

アピール文、ありがとうございます。賛同いたします。
その上で我々、とにかく観光の風評被害については強く思っているものですから、皆様方と一緒に認めていただいた、ふっこう周遊割の前に、県独自で宿泊クーポンを2回にわたって発行するなど努力しています。あと、いろいろなプロモーションですとかタイアップ広告ですとかWebキャンペーンですとか、必死で頑張っているところでございます。それでも、なかなか我々が思っているようにはいかないということでございます。

今、復興関連の事務手続で来られる方がビジネスホテルに泊まっていますとか、周遊割のおかげで予約が入りますとか、そういうことがあって、前年実績からちょっと落ちた程度では収まっているんですけども、そういうことを引くと、ベースはまだまだ低いなと思っています。まだまだ安心できないと思っております。

また、この日本版DMOということでありましたが、これもぜひ進めていきたいと思います。昨日も「サイクリングしまなみ」で、瀬戸内をこんなにうまく活用しているのかと、大変勉強になったところでございまして、ぜひ、我々の共通の財産である、瀬戸内だったり、それぞれの海であったり、そういったものを県だけじゃなくて、もっと広域で投資を

していく、PR をしていく、そういう仕組みを作っていくたいと思っております。国際観光旅客税の税収活用ですか、広島県が提唱されております日本版 TID 法の導入ですか、ぜひ今インバウンドが伸びている、この機会に、もっときっちりしっかりと、発展的に取り組める仕組みを作ることが必要なのではないかなと考えているところでございます。

私は、観光は基幹産業の一つだと思っておりますし、多くの基幹産業、例えば鉄鋼ですか自動車ですかは、莫大な投資の必要があり、一ヵ所に集中投資する必要があります。また為替等で非常に大きく左右されがちであります。観光も為替が関係ありますけれども、そういうことと比べると非常に分散的で、資本の小さい人でも入れる。いろいろといい面がございますので、ぜひともしっかり応援していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。平井知事、お願いします。

○平井鳥取県知事

先般、苅田会長にも来ていただきまして、アジア地域の観光客をみんなで呼び込もうと、中国 5 県の取組、大変盛況でございました。ここ尾道も非常に美しいところであります。昨日も、しまなみ海道で自転車もされたわけですが、「あきの海伊勢へ流るゝ汐の音」という正岡子規の句もございますけれども、多分、秋の海と、広島の海をかけたんじゃないかなと思います。そんな美しい、この光景が広がる海でありますけれども、ちょうど今日、絢子さまが御成婚ということありますが、実は臨海学校で指導される、そういうこともされたという絢子さまの御経緯でございまして、そのような意味で、非常にいい景観の中で今日はさせていただいたのかなと思います。

昨日は山陰で、藤原さんの島根と一緒に、エアソウルが週 6 便運航する、そのセレモニーに行っておりましたけれども、山陰では初めて、ほぼ毎日、外国の飛行機がやってくるという時代に来ました。また、香港便が飯泉知事の徳島とか、また岡山でも増便が決まつたり、最近、香港のこと、だいぶ中四国、にぎわってきたように思います。この外国のお客様は非常に、災害のときにも減らない、減ってもすぐ戻ってくるお客様でございまして、やはりそういうベースをしっかりとつくることが大切だと思います。そんな意味で、このアピール、ぜひ国際観光の誘客も含めて力強いpusshuをしていくことに大賛成でございます。

その上で復興について、今、ふつこう割のお話もございましたけれども、正直申し上げて多分、中四国、後から香川さんとともに徳島さんも入れられましたけれども、予算どおりに消化できない状況になってしまふのではないかなと思います。結局 2 泊するというのが、これが非常にハードル高くなってきてございまして、片方で北海道を見れば 1 泊でいいということございまして、これは一体どうなっているのだと。予算を残すために制度設計をしているのかという感じすら、するわけでございます。1 番のところに、非常に私たち、紳士でありますので控えめに書いてありますけれども、「より効果的な制度設計と運用について」力強く検討するように、中四国としてもアピールをしていければと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。山口県、お願いします。

○村岡山口県知事

昨日のサイクリングの旅程に参加したかったのですが、できずに残念でした。中四国は、やはりインバウンドの観光客に向けて発信できる場、素材というのはたくさんあると思います。サイクリングもそうです。山口県においても瀬戸内海もありますし、日本海にも美しい海洋があります。そして秋吉台では我々、特にサイクリングにも力を入れてやっていました、Jプロツアーという日本国内最高峰のプロツアーを誘致して、先日もレースを開催しました。優勝者の方から、「この素晴らしい景色で走るのは本当にありがとうございます」ということを、本当に山口に感謝いただいて、とても自信を持ったところです。

海外の人も最近サイクリストが増えていて、台湾やタイなど、どんどんツアーや、我々も働き掛けております。今、サイクリングの関係も中四国で一緒に盛り上げていこうということで、この辺りにポテンシャルがあるし、実際にやればやるほど成果が上がってくるなというように、手応えを感じつつあるところです。ぜひ、この素晴らしい瀬戸内海と、それから豊かな自然がある中四国で、もっと魅力を効果的に発信できたらいいと思います。

その上で今日の、このアピール文は全面的に賛成でありますけれども、国際観光旅客税の地方への配分についても、これもぜひ国の方にしっかりと求めていくべきところだと思います。予算の概算要求の中身で見ますと、半分ぐらいが国としての観光のアピールの、広報のための経費ということで予算要求が組み立てられていました。地方もそれぞれ今やりたいこと、やるべきこと、我々がこうしたい、もっと磨き上げたいと思っているものが多くありますので、ぜひそういったものを後押しする部分を、もっと手厚くしてもらえたらしいと思います。ぜひ地方のそれぞれの頑張りの部分、そこをしっかりと後押しできるように、いろいろ多くの財源を振り向けてもらえるように、ここにもそう書いてありますけれども、ぜひそこも強く訴えていく必要があると思っています。以上です。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。
千葉会長、お願いします。

○千葉四国経済連合会会長

中四国にとってインバウンド拡大に取り組むことは極めて重要だと思っています。その中で、高松空港はいち早く民営化されましたが、先日、台湾の経済界の方々が高松空港を経由して高知県を訪問する行事があったのですが、その際に高松空港のイミグレーションにものすごい時間がかかったというご指摘を頂きました。

今後、地方空港で国際化を進めていくにあたっては、ハード面だけではなく、入出国手続きの迅速化などソフト面も改善していく必要があるなと思います。成長著しいインバウンドを念頭に置いて、受け入れる側の態勢に改善の余地はないか、検討していく必要があると認識しております。

いずれにしましても今回の提言については大賛成でございます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。
その他よろしいでしょうか。

私もちょっと一言だけ発言をさせていただきたいのですけれども、もう既に出ていますけれども、今回のふつこう割ですね。やはり、さまざまな制約もあって、うまく使われていないのかなというのと、規模も小さくて、インパクトにやや欠ける部分があるのでないかなという感じがしております。

非常に重要なことは、ふつこう割は何のためにやっているかというと、観光客が早期に回復をするというためにやっているのですけれども、予算がうんぬんではなくて、このために必要なことをやらなきゃいけないのですけれども、実際には予算は使われていない、お客様さんは回復していないということだと、これは何なのだと。その期間を延長しても、お客様さんが回復しなければ、期間は延長する意味も余りないというか、むしろ低空飛行のままでずっと続いて、予算は使っていますというのは、これはもう予算としてはちょっと、効果がいかがなものかと考えるようなものであります。

やはりインパクトを持ってびゅんと、元々皆さん、観光客が増えているトレンドにあつたと思うんですけど、そのトレンド線に戻る、あるいはそれ以上に上がっていくということを実現するために、予算の使い勝手とか、あるいは予算規模を考えていただきたいなと思っておりますので、しっかりと中四国で、9県で連携して働き掛ければなと思っております。

それから DMO について、伊原木知事も言及いただきましたけれども、やはりこれからの観光の担い手として、都道府県あるいは市町村、それぞれやっているところでありますけれど、DMO が担っていくということは非常に重要なことでないかと。県だとどうしても、えこひいきができないというようなことも含めて、集中的に PR していくとか、なかなかやりにくいとか、そういうようなことも含めて、DMO の役割というのは非常に重要じやないかなと思うわけですけれども。こういった DMO をしっかりと育てていくように、観光旅客税の話もそうですし、あるいはその他、財源の仕組みですね、これをしっかりと考えていく必要があるのではないかということでございます。

それからサイクリングも本当に、昨日も素晴らしい愛媛県と広島県の道を味わっていただけたのじゃないかなと思いますが、中四国全体がサイクリングエリアになる大きな潜在力があると思いますので、この辺も連携をして、ぜひ取組を進めさせていただければと思っております。

それでは、今、皆様、このアピール文については御支持をいただくという御意見、多々ございましたけれども、改めましてアピール文、原案どおりの採択でよろしゅうござりますでしょうか。

○一同（異議なし。）

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。私がちょっといろいろしゃべったにもかかわらず、今、少し回復をいたしまして、3分押しになっております。

それでは続いて、「交通ネットワークの整備・充実について」でございます。それでは、アピール文について、御意見がございましたらお願ひいたします。

いかがでございましょうか。それでは島根県、お願ひします。

○藤原島根県副知事

高速道路ネットワークのミッシングリンクについてでございますけれども、7月豪雨のときに、山陽道だけでなく中国道も被災したため、山陰道にドドッとトラックがものすごく入ってきたのですけれども、山陰道の供用していないところは、一般道がものすごく渋滞したということが現実にございました。そういう意味で、災害時の迂回路としても山陰道のミッシングリンクというのは、早期に解消する必要があるということが実証されたと思っております。

また現実、島根県の企業立地は、高速道路のインターチェンジから 10 キロメートル以

内のところで、ほとんど立地している状況ございまして、地方創生の面でもミッシングリンクの解消が、やはり必要だと考えています。以上です。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

その他。村岡知事、お願いします。

○村岡山口県知事

同じ山陰道の関係ですけれども、これ、ぜひきちんと最後まで整備を急いでやっていかなければいけないと思っています。道路ですから、つながってなんばというところがあります。そもそも山陰道自体の供用済みが今、約 46%ということですけれども、本県におきましては 13%ということでありまして、これから事業がようやく始まるという段階であります。ぜひ経済面での効果を発揮する上でも、これ、つながらなければいけませんので、しっかりとこれを早期にやっていただきたいと思っております。

あと災害の関係も、山陰地域も災害が多いところであります。今回、西日本豪雨では山陽側が被害を受けて、山口県でも東部地域の中で国道 2 号の通行止めが生じて、その際に山陽道のほうを代替道路として、一定区間無料措置をして通したということがありますけれども、やはりいざ災害というときには本当に命の道でありますので、これをとにかく早急に整備していかなければならないということを、改めて強く感じております。ぜひ今回も、このミッシングリンクの早期解消、ぜひ今回の災害も踏まえて力強くアピールをしていただきたいと思いますので、このアピール文には全面的に賛成であります。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

伊原木知事、お願いします。

○伊原木岡山県知事

つながっていない話の後で、ちょっと恐縮です。岡山道、高速道路、一応つながっているのですけれども、片側 1 車線ということで、余りつながっている感がありません。今回の災害でも 4 車線区間と 2 車線区間では、復興のスピードに随分、差がありました。対応力も随分違うなということを感じたところでございます。ぜひとも、ここは 4 車線化、頑張ってもらいたいと思っています。

また国道 2 号バイパス、これもつながってはいるのですけれども、慢性的な渋滞であります。今回、災害があり、いろいろな政府機関の重要な方々が岡山空港、若しくは新幹線で岡山駅から真備町に向かうときに、普通に行くと 2 号バイパスを使うわけですけれども、岡山県民からすると当たり前の 2 号バイパスの渋滞を通過するに当たって、何か事故でもあったのと多くの方に言われました。事故がなくても普段からこんな感じですという、お決まりの会話をしたわけでありますけれども、つながっていてもここまで渋滞すると、もう知っている人は避けるわけですから、つながっていることになっていないということで、きちんと機能する道でなければ困るなと考えているところでございます。しっかりとアピールしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

それでは浜田知事、お願ひします。

○浜田香川県知事

私からは、高速道路も本当に大事なのですけれど、本当にいろいろな意味といいますか、鉄道のネットワークですね。特に高速鉄道ネットワーク、中国・四国両地区との、まだいわゆる新幹線基本計画のところがございます。これが本当に災害の対応等も、また地方創生といいますか人口減少問題を考えた中で、やはり喫緊の課題だと。

それぞれもう何年も前に基本計画というのがあって、例えば四国横断で言えば、四国、岡山から来るときの規格は当時も新幹線規格で、橋ができるから 30 年、造るのに 10 年かかるのですが、40 年以上も前に、もう設計されているわけなんですねけれども、そこはそのままになって、今後の山陽地域あるいは西日本・関西全体にとっても、非常にそこはロスといいますか、こここのところを今後、喫緊の課題として、国全体にしてもやはり取り組んでいただきたいと思っておりまして、その意味で、このⅡのところにさせていただいておりますとおり、全体としても、高速ネットワーク整備、充実ということで、基本的に、もうこれを進めたいと感じてございます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。
千葉会長、お願いします。

○千葉四国経済連合会会長

今、浜田知事から新幹線の話がありましたので、私の方から少し補足して説明させてもらいます。

私共は、四国の政官民が一体となって設立した四国新幹線整備促進期成会を中心に、国への要望活動や地域での機運の醸成に取り組んでおります。最近はようやく、国においても四国の新幹線整備に対して前向きに取り上げてくれるような気配が増えてきたと実感しております。

新幹線のメリットは色々とございますが、その中の一つには災害に強いインフラであるという点があります。特に今年は西日本集中豪雨があり、JR 山陽本線の不通区間を、新幹線で代替するということもございましたし、熊本地震での復興には新幹線が大いに効力を発揮したという状況もございます。したがいまして、災害に強い高速交通インフラとしての新幹線の必要性を再認識すべきだろうと思います。

それと新幹線による時間短縮によって交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていくという点では、東京から名古屋・大阪間の、いわゆるリニア中央新幹線の構想への対応が必要です。早ければ東京から大阪までの開通が、2037 年と想定されております。こうなりますと、東京・大阪間が 1 時間で結ばれるスーパー・メガリージョンが形成され、リニアの効果を、中国地方・四国地方の発展につなげていくためにも、やはり新幹線は必要だと思っています。

国に対しては、今は公共事業費の 1 % 程度である新幹線建設予算を増額してほしいということと、四国新幹線の整備計画への早期格上げに向けた調査を開始してほしいと要望しておりますので、中国地域の皆さん方も御支援をいただきたいと思っております。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。
飯泉知事、お願いします。

○飯泉徳島県知事

私のほうからはⅢの1のところにある、地域公共交通網の関係について求めたいと思います。

実はJR四国、三島特例なんて昔は言われ、でもJR九州が、黒字化になってですね、今や北海道と四国が残されました。その中で北海道は今、在来線、半分、路線を廃止すると。そうした中で当然JR四国は、より厳しいのじゃないか。昨年度から実は四国4県、それからJR、さらにはいろいろな事業者、有識者、集まる中で検討会、これを進めているのですね。実はこうした中で、今年の3月に採算の厳しい路線、利用者の少ない路線というのが公表されたのですね。これによって一気に四国各県、危機意識が増してきているところでもあります。また、特に今、高齢者の皆様方の運転免許の返上。でも、こうしたところでどんどん結局、路線の数が少なくなってくれば、路線バスも少なくなるということがドミノ倒しのように起こってきていまして、なんとか今これを守っていかなければならぬ、こうした状況なのですね。

こうした中、ただお金だけくれというのもみつともない話ですので、例えば徳島県と高知県を結んでいる第三セクターの阿佐東線なのですね、こちらについても、逆に海部駅までだったものを、さらに牟岐線へ一步伸ばして、阿波海南駅まで阿佐東線が貫く受けると。そして世界初の、鉄路と道路と両方走るDMV、これをいよいよ今、車両を発注しております、2020年度にはいよいよ営業運転をしようと、今、しているのですね。

こうした、我々、地元として高知と組んで努力をしているところなのですが、いかんせん鉄道がどんどん切られていくと、そこから先の、今度はバスあるいはタクシー、こうしたもののが成り立たなくなってくるということがありますので、なんとか鉄道を基軸として、そこにバスだとかタクシー。また、パターンダイヤであるとか。あるいは今のバスの補助金の在り方が昔ながらの平均乗車密度、こうしたものを前提にして補助金を配っているのですね、幹線バスの場合。そうではなくて普通のバス会社のバス、それ以外の福祉バスであったりスクールバスであったり、それぞれで各省が所管をし、支援をしているバスが実は多々あるわけなのですが、補助金の弱みといいますか、要は使途が限定されているのですね。

地域にとってみると、こうしたものも全部総動員して、使っていない場合には全部これを総動員する。いわば各省府縦割りではなくて、国と地方との関係で、こうしたものが採算ではなくて地域の足を守るのだと、こうしたかたちに持っていくように、ぜひ省府横断的な、包括的な支援制度、こうしたものの創設を求めていくべきではないか。1の中にも、こうした思いをしたためておりますので、これ、実は中国地方においても、100キロを超えるJR西日本の路線が廃止をされるという、大変ショッキングなことがあるわけでして、ぜひ中四国挙げて、こうした対応をして、動いていきたいと考えておりますので、ぜひ御賛同よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

高知県、お願いします。

○君塚高知県総務部長

高知県です。

鉄道の1に、地域公共交通につきましては徳島県知事もおっしゃったとおりだと思います。地域公共交通の関係、鉄道ですけれども、JR四国のほうで今、見直しの検討会を開催しております。鉄道1の関係で、やはり負担の話なども出てきているわけでありますけれども、この辺の、国鉄の分割民営化の際に構築された国の支援スキームを検証して、全国的な視点で鉄道網を維持する仕組みというのを検討しなければいけないかな、と考え

ているところでございます。ただ特段の、アピール文にどうこうというものではございません。意見でございます。この共同アピールについては賛成をさせていただきたいと思います。

もう1点、高速道路の関係でございます。やはり高速道路も地域の産業・観光振興に大きく寄与するものでございます。高知県におきましては、今、順次ミッシングリンクの解消に向けた整備も続いているので、このミッシングリンク早期解消というのの大賛成でございます。

それで、もう一つ、暫定2車線区間の4車線化の話がございました。高知県におきましては、先般の7月豪雨災害のときに高知自動車道上り線が土砂崩れの影響を受け、橋が橋脚を残して丸ごと吹っ飛んでしまいました、現在、復旧に向けた調査を進めているところです。これが元に戻るまでは1年以上かかるといわれています。幸いにして、下り線は被害を受けず生き残っておりましたので、その後の対面通行によりまして早期に通行が再開されました。ミッシングリンクの早期解消も大事なのですが、暫定2車線区間の4車線化というのも、やはりこういうところを見ると必要なのではないかということで、声を上げていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

その他よろしいですか。苅田会長、お願いします。

○苅田中国経済連合会会長

中国経済連合会では、この11月に交通ネットワークの整備の要望で中央に行くことにしておりますが、今年は特に災害が頻発して被害も大きかったということもあって、防災・減災の話とリンクして、交通のネットワークの話を強く打ち出していきたいと思っています。

このアピール文にはいろいろと我々が要望しようとしている内容が全て入っていますので大賛成ですが、一つだけ言いますと、今回の災害で、やはり陸からだけではなくて海から見たリダンダンシーの確保も、しっかりと考えていかなければなりません。

我々としては、そういう陸と海を合わせた、特に瀬戸内海については、中国地方にも物流戦略チームというのがありますが、そこで1年かけて検討することにしております。また、陸のリダンダンシーの確保ということで言うと、中国地方の場合は先ほど藤原副知事がおっしゃいましたが、当然、平井知事もお思いだと思いますけれど、一番の優先順位は山陰自動車道をしっかりと整備しミッシングリンクを解消して、災害発生時の迂回路が十分に確保できるようにしたい。あともう一つが、海か陸のどちらからでも、しっかりと総合的に確保できるようなことを考えたいと思います。そういう意味で、今年は災害を踏まえた強い主張をしていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

その他よろしうございますでしょうか。

ありがとうございます。この交通問題、道路それから鉄道について、新しい時代というか、災害が非常に多くなった時代における重要性ということ、これは道路にも鉄道にもあるということ。それから、地域のために必要な交通を確保するという観点からも、さまざまな対応が必要だということで、皆様、御意見賜りました。

それでは、アピール文については具体的な修文意見はなかったかと思いますが、原案のとおり採択をさせていただいてよろしうございますでしょうか。

○一同（異議なし。）

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。皆様の御協力のおかげで、3分早まって進んでおります。ありがとうございます。

それでは、次の項目ですね。「参議院選挙における合区の解消について」でございますが、現時点で約2分早まっていますが、アピール文の採択のみとさせていただきたいと思っているのですが、これについては提案趣旨の説明について、取りまとめいただきました徳島の飯泉知事から御説明をお願いできればと思います。

○飯泉徳島県知事

それでは資料5を御覧いただきたいと思います。

言うまでもなく、平成28年7月参議院選挙が、史上初、合区で行われました。しかも合区となったのが全て、この中四国にある。鳥取・島根、徳島・高知ということで、その結果どうなったのか。投票率の最下位が高知県、下から2番目が徳島県。鳥取県は参議院制度ができあがって有史以来初となる、鳥取県から参議院議員が出せなくなる、こうしたことが起きましたね。これはもう、火を見るよりも、合区、おかしいということで、実は今年4月27日であります、地方六団体が総決起大会ということで、合区の早期解消を求める決議大会、これを行わせていただきました。また、その決議文についても各政党のほうに、これを申し入れさせていただいたところであります。

そうした中、次期、来年の夏の参議院選挙を見据えまして、7月18日に改正公職選挙法、こちらが制定されました。この中では、実は緊急避難的な措置といたしまして、鳥取県が前回被ったような、各都道府県の代表が選ばれない、こうしたことはなんとか回避がされる制度にはなったわけですが、結果として地方六団体、地方総意である合区の解消はなされなかったところであります。

ということで引き続き、我々としてはしっかりと合区の解消、これを地方六団体、地方の総意として求めていくべきではないか。既に10月22日には柳本参議院憲法審査会長、また下村自民党憲法改正推進本部長のほうに、これは全国知事会の総合戦略・政権評価特別委員会委員長として、私のほうから提言をさせていただいております。

また、なんでこんなことが起こってしまったのか。これは、やはり憲法に起因するところであるということで、7月の北海道、全国知事会議、このときに一つの取りまとめを行ったところであります。つまり憲法の第8章92条からたった4条しかない、地方自治の項目は、しかも92条の中の肝といわれる地方自治の本旨、余りにも曖昧模糊としているのではないか。

これをしっかりとやはり充実したかたちで、なんといっても地方自治法が施行されて既に70年を越えたところでありますし、我々地方が国の手足となって動く機関委任事務、これも廃止となりましたし、また国・地方協議の場、これを国と地方が対等で行うと、こうした点も法律改正で行われたということですので、やはり国・地方がしっかりと対等の下で、国・地方の課題について話し合っていく。その意味でも、やはり今こそ憲法第8章、しっかりととしたためる。そういう意味では、そのバックボーンとして、これから求められるべき地方自治の充実による目指すべき地方像、これをしっかりと国民の皆様方に訴えかけていく必要があるであろう。こちらについては湯崎知事さんたち、あるいは高知の尾崎知事さんたちも中心となって御提言をいただき、平井知事さんはじめ、ここにおられる皆様方にも取りまとめにお力添えをいただいたところであります。

ぜひ今回、この憲法改正の論議が今、高まり、今臨時国会には、その案が出されようとしているところでありますので、この機会を逃すことなく合区の解消、そしてさらにはそのバックボーンとなる、しかるべき地方自治の充実、これによる目指すべき地方像、こうしたものも国民の皆さんにアピールを、皆さんと共にしていくことができればと考えておりますので、ぜひ御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございました。

この合区については、なかなか当事者じゃないと分かりにくいというか、そういうところがあるのじゃないかと思っていまして、中四国は、もう当事者県なので、我々、十分染みて感じていますけれども、特に都市部で解消は要らないのじゃないかとかいう御意見もあります。私は、いや、だったら選挙区調整を、人口調整するために県境を越えてA市とB市で1地区つくったらどうかと言うと、必ず反対が起きるのだと思いますね。そういうものであるということを十分御理解をいただきたいなと思っております。

このアピール文、皆様、御賛同いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

○一同（異議なし。）

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事は終了いたしました。

本日、4つのアピール文と2つの宣言文を取りまとめさせていただきましたが、いずれも採択ということで、御協力ありがとうございました。

このほか何か特に御意見など、言い残したことがございましたらお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日、採択をいたしましたアピール文4本につきましては、今後、国に対してしっかりと申入れをしてまいりたいと思っております。

続きまして、事務局から報告事項がございますので、お願ひしたいと思います。

○司会（山根広島県経営戦略審議官）

報告事項につきまして、事務局から御説明を申し上げます。

お手元の資料6を御覧いただきたいと思います。共同イベント「中四国文化の集い」につきましては、平成4年度から、中四国9県の持ち回りで文化交流を実施しております。昨年度は、12月に徳島県で、本年度は、先週の日曜日に山口県で開催されております。詳細につきましては、資料を御覧いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。

今の点について、何か御質問等ございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは報告事項は以上でございます。

それでは、最後に、大変重要な決議がございます。次回開催県について、お諮りをさせていただきたいと思いますが、これまでの順番で、次は高知県ということでございますが、君塚総務部長、本日御出席いただいておりますが、いかがでございましょうか。

○君塚高知県総務部長

喜んでお受けさせていただきます。

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

○一同（異議なし。）

○議長（湯崎広島県知事）

ありがとうございます。それでは、皆様の御賛同をいただきまして、次回の開催県は高知県とさせていただきたいと思います。それでは、一言、君塚総務部長からお願ひでけますでしょうか。

○君塚高知県総務部長

来年度開催の高知県でございます。今年度のサミット開催に当たりましては、広島県の皆様には大変お世話になりました。大変有意義な場になりましたことを厚く御礼申し上げます。

本来であれば来年度開催県を代表しまして尾崎高知県知事から御挨拶するところではございますけれども、ちょうど土、日、月と、第38回全国豊かな海づくり大会がございまして、三大行幸啓の最後ということで、天皇皇后両陛下が御来県されておりまして、その対応のために出席がかないませんでした。大変失礼しました。知事からメッセージを預かっておりますので、代読をさせていただきます。

本日の第28回中四国サミット開催に当たり、湯崎知事をはじめ、開催地の広島県の皆様の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。平成元年から始まった、この中四国サミットも、来年度は29回目を迎えます。新たな元号のスタートとなる記念の年に高知県で開催させていただけることは、大変光栄であります。来年度のサミットについては、中国・四国の皆様と、人口減少をはじめとする諸課題の解決や、地域経済活性化などに向けた意見交換を行い、実り多い会となりますよう努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。また、本県においては来年2月から、「自然・体験型観光キャンペーン」をスタートいたします。来年度のサミットと併せて、ぜひ、最後の清流・四万十川や奇跡の清流・仁淀川などに代表される豊かな自然や、坂本龍馬などの歴史資源、カツオのたたきをはじめとする食などを御堪能いただきたいと考えております。皆様方のお越しを心よりお待ち申し上げます。

平成30年10月29日、高知県知事、尾崎正直、代読でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯崎広島県知事）

どうもありがとうございました。それでは来年お世話になります。ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、なんと1分余裕を残しまして、本日の会議は以上でございます。御協力誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の中四国サミット会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

やや事務的で恐縮ですが、この後、12時5分から、この会場にて共同記者会見を行います。その間、素晴らしい天気の下で、お庭で記念撮影を行うということになっておりま

すので、よろしくお願ひいたします。

(終了)